

水産用抗菌剤を購入する際の新しい仕組みについて

魚類検査室 主任 水野 かおり

はじめに

平成 30 年 1 月より、食用水産動物の養殖業者等が水産用抗菌剤を購入する際に、指導機関等から交付された指導書が必要となる新たな仕組みが導入されました。今回はその内容について紹介します。

背景

現在、薬剤耐性菌への対策が国際的な課題となっています。薬剤耐性菌とは、抗菌薬に抵抗力を持つようになり薬が効かなくなった細菌のことで、抗菌剤を不適切に使うこと等によって出現します。「薬剤耐性菌による死者数は、このまま何も対策を取らない場合、2050 年には世界で 1000 万人に達すると想定され、がんによる死者数を超える」との試算（図 1）もあり、WHO（世界保健機構）は「細菌感染症の治療が困難だった“抗菌剤のなかった時代”に逆戻りする」と警鐘を鳴らしています。



図 1 薬剤耐性 (AMR) に起因する死者数の推定

Antimicrobial Resistance: Tackling a crisis for the health and wealth of nations The Review on Antimicrobial Resistance Chaired by Jim O' Neill December 2014 から引用

この問題に養殖業は関係ないのでは？と思う方もいるかもしれませんが、実は大きく関わっています。抗菌剤は、人だけでなく、家畜や養殖魚等の動物にも使用されるため、動物への抗菌剤の使用により増

加した薬剤耐性菌が、動物の治療を困難にするだけでなく、人の感染症の治療を困難にすることが懸念されているからです。これは国際社会の重要課題のひとつとされ、WHO は「薬剤耐性に関する国際行動計画」を採択し、日本でも、集中的に国で取り組むべき対策をまとめた「薬剤耐性対策アクションプラン」がつけられました。この中では人に関する取り組みだけでなく、動物（畜産、養殖水産動物、愛玩動物等）や環境に関する取り組みも多く盛り込まれています。



ワンヘルス (One health) とは、人の健康を守るためには動物や環境にも目を配って取り組む必要があるという概念。抗菌薬は人間だけではなく畜産、水産、農業など幅広い分野で用いられることから、薬剤耐性菌対策はまさにワンヘルスの観点から取り組むべき課題である。

図 2 薬剤耐性菌対策に必要なとされるワンヘルスアプローチ

AMR 臨床リファレンスセンターホームページ「薬剤耐性とワンヘルス」から引用

新制度の概要

このプランにおける水産分野の取り組みのひとつとして、平成 29 年 4 月 3 日付けで農林水産省消費・安全局から通知「水産用医薬品の使用に関する記録及び水産用抗菌剤の取扱いについて」が出されました。この通知では、水産用医薬品の適正使用をより一層徹底するため、次の 2 つの項目が挙げられています。

まず 1 つ目は、水産用医薬品を使用した際には、使用記録の記載を徹底することです。次の内容について飼育日誌等に必ず記載をしてください。

【使用記録の記載事項】

- ・ 使用した年月日
- ・ 使用した場所 (生簀・池番号等)
- ・ 使用した水産動物の種類、疾病名、尾数、平均体重
- ・ 使用した医薬品の種類 (有効成分又は商品名)
- ・ 使用方法、使用量
- ・ 水揚げできる年月日
- ・ 出荷日、出荷先

2 つ目は、水産用抗菌剤の購入の際に専門家が交付する指導書を必要とする新たな仕組みが導入されたことです。水産用医薬品は、畜産分野と異なり要指示薬の対象となっていないため獣医師が関与する必要がなく、養殖業者が自身の判断で使用することができますが、その一方で、使用状況の把握が難しくなっています。そのため、抗菌剤を適正に使用していることを示す仕組みとして今回導入されることになりました。

水産用抗菌剤購入に必要な手続き

では、新たな仕組みで必要となった指導書はどのように取得するのでしょうか。愛媛県の指導機関は水産研究センター魚類検査室で、指導書の交付事務を行います。

手続きには、通常の申請と、指導書の交付前に抗菌剤の購入が必要となった場合の二種類があります。

(1) 通常の申請 (図3)

- ①申請 申請書と添付書類（前年の水産用医薬品使用状況調査票）を、毎年2月末までに所属する漁業協同組合を通じて魚類検査室へ提出してください。
- ②交付 魚類検査室で申請内容を確認後、指導書は各漁協を通じて交付します。指導書の有効期限は4月1日から翌年の3月31日までの1年間です。
- ③購入 動物用医薬品販売業者に指導書の「写し」を提出して水産用抗菌剤を購入してください。

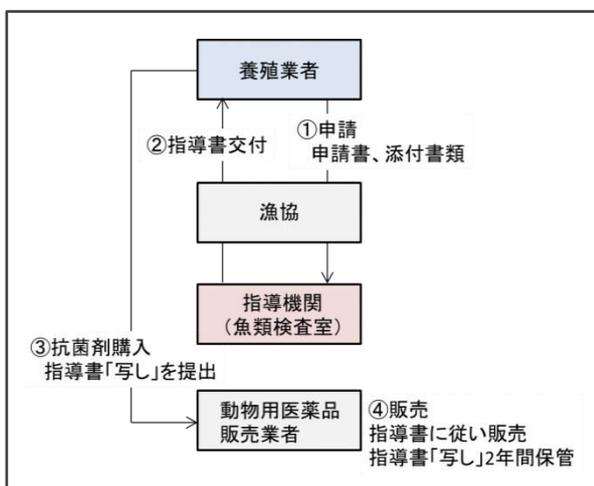


図3 通常申請の流れ

(2) 指導書の交付前に抗菌剤の購入が必要となった場合 (図4)

指導書の交付前に緊急を要し、指導書の交付を待つことができない場合は、その都度理由書を動物用医薬品販売業者へ提出して抗菌剤を購入することができます。

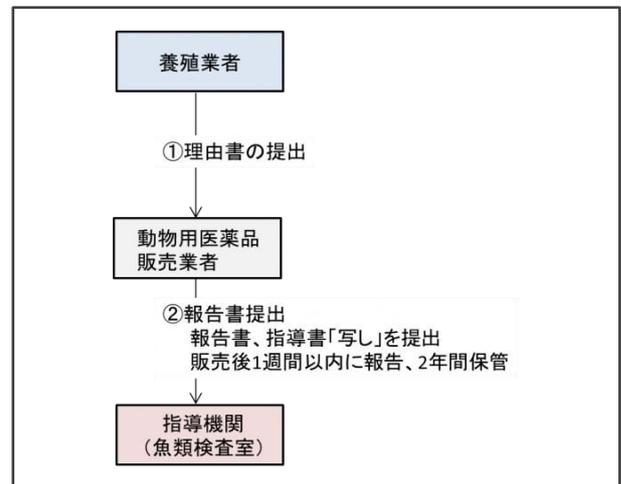


図4 指導書の交付前に抗菌剤の購入が必要となった場合の流れ

申請に必要な書類や参考資料は、水産研究センターのホームページでダウンロードできますのでご活用ください。

<http://ehime-suiken.jp/wordpress/sinsei/>

おわりに

今回始まった新制度は少し面倒に感じることもあるかもしれませんが、水産用抗菌剤の使用状況を正確に把握し適正使用を確保するために必要な取り組みです。効果のある抗菌剤がなければ、養殖業を営むことが難しい状況に陥りますし、薬剤耐性に関する消費者の関心もますます高くなっています。抗菌剤の効果を保ちながら養殖を続けていくため、また、消費者が納得する安心・安全な養殖魚を提供していくため、抗菌剤の適正使用について改めて考える機会となればと思います。